

四日市市職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 6 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 7 号

四日市市職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の分限に関する規則（昭和 5 8 年四日市市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の対象)</p> <p>第 2 条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、分限に関する条例第 3 条第 5 項に規定する負傷又は疾病のため長期の療養を要することが明らかな場合に該当するものとして、休職を命ずる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 2 8 年四日市市条例第 5 号。以下「勤務に関する条例」という。）<u>第 1 0 条第 2 項又は四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和 2 年四日市市規則第 1 6 号）第 1 3 条</u>に規定する病気休暇の期間を満了しても治癒せず、又は職務の遂行ができないとき。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(休職の対象)</p> <p>第 2 条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、分限に関する条例第 3 条第 5 項に規定する負傷又は疾病のため長期の療養を要することが明らかな場合に該当するものとして、休職を命ずる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 2 8 年四日市市条例第 5 号。以下「勤務に関する条例」という。）<u>第 1 0 条第 2 項</u>に規定する病気休暇の期間を満了しても治癒せず、又は職務の遂行ができないとき。</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)